令和８年度　第５回

超低出生時代を迎えた津久見市の小学校の在り方検討委員会

令和８年９月２８日（月）

１７：００～

次　　第

１．　開　会

※委員長あいさつ

２．議事

※前半部分は非公開
（１）前回の振り返り

（２）答申案の検討並びに採択

※後半部分は公開
（３）答申

３．その他

４．閉　会



津久見市小学校の在り方検討委員会

超低出生時代を迎えた津久見市の小学校の在り方検討委員会 設置要綱

（設置）
第１条 超低出生時代を迎えた津久見市の小学校の在り方について検討するとともに、魅力ある小学校づくりや、質の高い小学校教育を提供できる環境について検討するため、超低出生時代を迎えた津久見市の小学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条 検討委員会は、津久見市教育委員会教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討する。
（１）超低出生時代を迎えた津久見市の今後１０年間の小学校の在り方について
（２）魅力ある小学校づくりや質の高い小学校教育を提供できる環境づくりについて

（組織）
第３条 検討委員会は、別表１に掲げる委員をもって組織する。
２ 検討委員会には、委員長１名と副委員長１名を置く。
３ 委員長は、検討委員会の議事その他の会務を総括し、検討委員会を代表する。
４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
５ 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。
６ 検討委員会の下部組織として大学の教員が総括する別表２の構成員による作業部会を置く。
７ 作業部会は検討委員会の協議に資する資料等を作成する。

（任期）
第４条 委員の任期は、委嘱した日から令和８年９月３０日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２ 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３ 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
４ 委員は、会議で配布した資料等を、委員長の許可なく公開してはならない。
５ 委員長命により事務局は議事録を作成し、議事録は原則公開とする。
議事録に係る手続等は津久見市教育委員会会議規則を準用する。
６ 会議は原則公開とし、傍聴を希望する者は、委員長の許可を得なければならない。
傍聴に係る手続等は津久見市教育委員会会議規則を準用する。

（庶務）
第６条 検討委員会の庶務は、津久見市教育委員会管理課並びに学校教育課において処理する。

（補則）
第７条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が教育長と協議の上、検討委員会に諮って別に定める。

附 則
この要綱は、令和７年１０月１日から適用する。

検討委員会名簿（別表１）

	氏　名	役　職　等
1	住　岡　敏　弘	国立大学法人大分大学教育学部　教授　　※委員長
2	石　堂　克　己	津久見商工会議所　専務理事　　※副委員長
3	成　松　親　善	津久見市区長会　会長
4	松　本　　晃	津久見市連合ＰＴＡ　会長
5	玉野井　里　穂	津久見市連合ＰＴＡ
6	麻　生　仁　見	津久見市幼児教育・保育施設
7	甲　斐　みどり	津久見市教育委員会　教育委員代表
8	土　谷　陽　史	津久見市校長会　会長
9	今　泉　克　敏	津久見市総務課　課長
10	西　郷　貴　芳	津久見市経営政策課　課長
11	吉　田　博　之	津久見市社会福祉課　課長
12	江　藤　靖　雅	津久見市教育委員会　学校教育課　課長

作業部会名簿（別表２）

	氏　名	役　職　等
1	住　岡　敏　弘	国立大学法人大分大学教育学部　教授
2	後　藤　龍太郎	津久見市教育委員会　学校教育課　学校教育班　指導主事
3	竹　田　順　和	津久見市教育委員会　学校教育課　学校教育班　指導主事
4	川　野　慎　司	津久見市経営政策課　秘書政策・統計班　主幹
5	川　野　　哲	津久見市社会福祉課　参事（子育て支援班総括）

事務局員名簿

	氏　名	役　職　等
1	宗　　篤　史	津久見市教育委員会　管理課　課長
2	後　藤　龍太郎	津久見市教育委員会　学校教育課　指導主事
3	竹　田　順　和	津久見市教育委員会　学校教育課　指導主事
4	佐　藤　ひかり	津久見市教育委員会　管理課　学校施設管理班　主事

２　議事

（１）前回の振り返り

（２）答申案の検討並びに採択

（３）答申

３．その他